

船舶事故調査報告書

令和3年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年8月5日 10時00分ごろ
発生場所	静岡県牧之原市相良港南東方沖 相良港東防波堤灯台から真方位129° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 40.0′ 東経138° 14.6′）
事故の概要	プレジャーボート ^{あずま} 東丸は、錨泊中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 東丸、0.6トン SO3-19780（漁船登録番号）、個人所有 5.25m×1.68m×0.66m、FRP ディーゼル機関、22.1kW、平成元年4月 第242-13612号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 79歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月23日 免許証交付日 平成29年12月6日 （令和5年7月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約27℃
事故の経過	船長は、釣りに行く旨を家族に伝え、令和2年8月5日05時00分ごろ、自宅を出発した。 本船は、船長が1人で乗り組み、静岡県御前崎 ^{おまえぎき} 港沖の釣り場に向け、同港の係船地である船溜まりを出港した。 船長の釣り仲間である友人（以下「船長の友人」という。）は、船長がいつもの帰港時刻の昼過ぎになっても帰って来ないので、別の釣り船2隻に本船の捜索を依頼し、船長の家族に連絡した。 船長の家族は、14時40分ごろ船長の友人と共に海上保安庁に行

	<p>き、船長の捜索を依頼した。</p> <p>捜索していた釣り船は、14時50分ごろ相良港南東方沖で主機が停止した状態で錨泊中の本船を、14時57分ごろ本船の北西方約100m沖で漂流している船長をそれぞれ発見し、船長を揚収して御前崎港に搬送し、海上保安庁から通報を受けた消防署により、死亡と判定された。</p> <p>船長は、司法解剖の結果、死因が短時間で死亡に至った溺死であり、肺水腫、気管内液貯留、胸水貯留、全身動脈硬化高度等の所見があり、死亡推定時刻が5日10時00分ごろと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長の家族によれば、船長は、天候の良い日には週に3～4回くらい、ふだんから1人で釣りに出掛けており、本事故発生の当日、体調は良好に見え、ふだんと変わりなかった。</p> <p>船長は、上にベージュ色のシャツを下に紺色のスウェットを着用していた。</p> <p>船長は、発見された当時、携帯電話を所持していなかった。</p> <p>船長は、ふだんは救命胴衣を着用していたが、発見された当時、救命胴衣を着用していない状態であった。</p> <p>本船の救命胴衣は、首かけタイプの膨張式であった。</p> <p>本船は、発見された当時、左舷船尾部から固定されていた釣り竿^{さお}1本及び船外機の右側に同竿1本がそれぞれ船尾方の海面に振り出されていた。また、本船の左舷側に置かれたクーラーボックスには魚が3匹入っていた。</p> <p>本船は、救命胴衣1着のみが本船内のコンテナボックスの中に収納されており、また、本船の最大搭載人員は、2人であった。</p> <p>本船には、海面から船上に上がる際に使用する梯子^{はしご}などはなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p> <p>船長の死亡推定時刻は、5日10時00分ごろであった。</p> <p>本船は、相良港南東方沖において錨泊中、釣り竿が船尾方の海面に振り出されていたこと、また、船長が、本船の北西方沖で漂流しているところを発見されたことから、釣りをしている間、落水し、溺死したものと推定される。</p> <p>船長は、落水後、呼吸が確保できず、短時間で溺死に至ったものと推定される。</p> <p>本船は、最大搭載人員が2人であり、船長が、発見された当時、救</p>

	<p>命胴衣を着用していない状態で漂流しており、救命胴衣1着のみが本船内のコンテナボックスの中に収納されていたものの、本事故当時、目撃者もいなかったことから、救命胴衣の着用状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、相良港南東方沖において錨泊中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、錨泊中、暴露甲板上で釣りをしている間は常時救命胴衣を着用し、落水に十分注意すること。 ・ 船長は、非常時に備え、すぐに救助を要請できるよう防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行すること。 ・ 1人で乗り組む船舶の船長は、落水した場合に備え、縄梯子等を船内に備え置き、錨泊中などに常に設置しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

